

## 変更手続きについて

許可取得後、下記の申請事項に変更が生じた場合には変更届出又は変更申請が必要です。

- (1) 本籍地、住所、氏名又は名称及び生年月日並びに法人にあつてはその所在地、名称及び代表者の氏名
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 2 条の 6 第 1 項第 2 号に規定する者の本籍地、住所及び氏名
- (3) 営業所（事務所）の所在地
- (4) 取扱廃棄物の種類
- (5) 事業区域
- (6) 自動車、船舶その他作業用具の種類、数量等
- (7) 廃棄物の積換場、車庫、けい船場等の所在、構造等
- (8) 従業員の数
- (9) 収集、運搬及び処分の方法及び作業計画

### ○ (4) (5) (9) の変更手続き

10 日以内に変更許可申請書（様式第 4 号）及び変更事項が記載された関係書類を提出してください。

なお、手数料 2,000 円が必要です。

### ○ (1) (2) (3) (6) (7) (8) の変更手続き

10 日以内に変更届出書（様式第 5 号）及び変更事項が記載された関係書類を提出してください。